

DX 推進支援業務委託事業者募集要項

1 事業者募集の目的

区では、令和4年度に「目黒区 DX ビジョン」を策定し、デジタル技術等を活用して区民サービスの向上を図っている。この DX ビジョンでは、「職員の働き方改革や業務改革などを通じ、より区民に寄り添ったサービスを行う」ことを目標の一つとして掲げ、デジタル技術を活用した業務改革 (BPR) を実施し、情報通信技術 (ICT) によるツールを積極的に活用するなど業務の全体最適化を図り、職員にしかできない窓口業務などのサービスの向上を目指して進めてきており、今後も引き続き取り組むこととしている。区のこれまでの DX 推進の取組経過等は別紙 1 を参照すること。

については、DX ビジョン実現に向けた業務改革 (BPR) の取組について専門的かつ高度な知識・経験を有する事業者に支援業務を委託することとし、企画提案を公募することにより最適な受託事業者を選定することとする。

2 委託業務概要

(1) 業務の名称

DX 推進支援業務委託

(2) 業務内容

全体最適に向けた BPR について下記のとおり実施する。

ア 現状分析と改革構想の立案

- ・業務の可視化と課題の構造的分析
- ・デジタル技術活用を前提とした改革シナリオの提示
- ・費用対効果を含めた優先順位付けの支援

イ 重点改革業務の選定

- ・改革効果の高い業務（5業務）の選定（所管課ヒアリングの実施など選定プロセスへの主体的関与）

ウ 要件定義・計画策定

イで選定した業務について、対象業務所管課にヒアリングをし、以下を実施する

- ・問題分析、課題解決策の提案
- ・To-Be、Can-Be の詳細設計
- ・段階的な改革計画の策定

なお、導入するシステムが、これまで目黒区で採り入れていない新たなデジタル技術となる場合には、区が調査した新技術の技術的評価、他自治体での導入事例の詳細調査も含む。

エ 実装支援と進捗管理、効果検証

- ・プロジェクト管理支援（PMO 機能）
- ・KPI の設定と効果測定の実施
- ・（必要に応じて）デジタル技術の利用に関するマニュアル作成

オ 成果報告

業務効率化の成果報告資料を作成し、区職員を対象とした報告会の企画・実施などの支援を行う。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※契約期間内の履行状況が良好であることを確認した上で、一定の継続性が必要であると区
が判断した場合は翌年度以降契約を継続することがある。(最大3年間の予定)

(4) 提案限度価格

ア 令和8年度契約金額 21,000,000円（消費税込）

イ 令和9年度契約金額 21,000,000円（消費税込）

ウ 令和10年度契約金額 21,000,000円（消費税込）

なお、年度ごとの提案額が提案限度価格を超えるものは、提案内容を無効とする。

各年度の委託予定業務については、別紙2「仕様書」参照。

(5) 選定方式

公募型プロポーザル方式

3 実施日程（以下記載の日時は予定であり、変更が生じる場合がある。）

期間等	内容
令和7年12月24日（水）	募集要項等の公表
令和8年 1月 7日（水）午後5時まで	質問票の提出期限（メール）
1月13日（火）	質問票への回答（区公式ウェブサイトで公表）
1月15日（木）午後5時まで	参加申込書の提出期限（メール）
1月19日（月）	参加資格確認結果通知送付（メール）
1月27日（火）午後5時まで	企画提案書等の提出期限（メール）
2月17日（火）（予定）	一次審査（書類審査）結果通知送付（メール）
3月 3日（火）（予定）	二次審査（ヒアリング審査）実施
3月10日（火）（予定）	受託候補者選定結果通知送付（メール）
3月中旬以降	選定結果公表（区公式ウェブサイトで公表）
5月（予定）	契約締結

※本公募は、令和8年度予算が議会にて可決された場合において、令和8年5月の契約が確定される
ことを前提とした準備行為である。

4 参加資格要件

次の条件を全て満たしていること。なお、契約締結までの間に下記資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産開始手続の申立てがなされていない者であること。
- (3) 目黒区の競争入札参加資格を有しており、東京電子自治体共同運営・電子調達サービスにおいて事業者の登録がされていること。
- (4) 目黒区競争入札参加資格者指名停止措置基準（平成2年4月1日付け目総契第740号決定）に基づく入札参加除外又は指名停止の措置を受けていないこと。

- (5) 「目黒区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成23年7月28日付け目総契第4070号決定)の入札除外措置を受けていないこと。
- (6) 過去5年間において、国や地方公共団体等（独立行政法人等の公的機関を含む）で本件と同種の業務に携わった実績があること。詳細は様式5及び別紙3を確認すること。
- (7) プライバシーマーク（JISQ15001）又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO／IEC27001（JISQ27001））の認証を受けていること。

5 参加申込の方法

(1) 受付期限

令和8年1月15日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

提出書類	様式（※）	部数
① 参加申込書	様式1	
② 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し（両面）		
③ プライバシーマーク（JISQ15001）の取得又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO／IEC27001（JISQ27001））認証取得を確認できる証明の写し	所定様式	各1部
④ 過去5年間の類似業務受託実績（※）	様式5	

※別紙3「提出書類の様式及び作成に関する留意事項」参照。

(3) 提出方法

（2）に掲げる提出書類①から④をメール添付のうえ、提出期限までに提出すること。電子メールアドレスは「13 担当部署」を参照のこと。電子メール件名は、『【DX推進支援業務委託】参加』とし、提出書類①から④をPDF形式ファイルで添付すること。なお、電子メール送付後は必ず担当部署へ電話連絡し、添付書類の受領確認を受けること。提出期限を過ぎて提出された場合は参加申込を無効とする。

※ただし、通信障害等やむを得ない事情により、電子メールでの提出ができない場合は、「13 担当部署」まで事前に連絡すること。

(4) 辞退

参加申込書提出後に、提案を辞退する場合は、辞退届（様式6）に必要事項を記載し、「13 担当部署」へ電子メールにて送付すること。また、電子メール件名は、『【DX推進支援業務委託】参加辞退』とすること。

6 質問受付及び回答

(1) 質問受付期限

令和8年1月7日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

（様式2）質問票

※質問の趣旨を箇条書きで簡潔に記入すること。

(3) 提出方法

(2) に掲げる質問票をメール添付のうえ、提出期限までに提出すること。電子メールアドレスは「13 担当部署」を参照の上、送付後は必ず電話連絡し、受領確認を受けること。電子メール件名は、『【DX推進支援業務委託】質問』とすること。質問票はファイル形式を変更せずに添付すること。

(4) 回答日

令和8年1月13日（火）

受付期間中の質問全てに回答した一覧を作成し、区公式ウェブサイトで公開する。なお、質問者名については明かさない。

(5) 留意点

電話などによる個別の質問や再質問には応じない。ただし、質問内容に疑義が生じた場合は、担当部署から質問者へ電話又は電子メールにより問合せを行うことがある。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年1月27日（火）午後5時まで（必着）

提出期限までに企画提案書等が到達しなかった場合は、参加辞退とみなす。

(2) 提出書類

別紙3「提出書類の様式及び作成に関する留意事項」を参照し作成すること。

提出書類	様式	備考
① 企画提案書（表紙）	様式3	
② 企画提案書（提案内容）	任意	・社名あり、社名なしの2種類を作成すること。
③ 業務実施体制	様式4	
④ 価格提案書	任意様式	

(3) 提出方法

(2) に掲げる提出書類①から④をPDF形式でメール添付のうえ、提出期限までに提出すること。メール件名は「【DX推進支援業務委託】参加申込」とし、宛先は「13 担当部署」参照の上、電子メール送付後は必ず電話連絡し、書類の受領確認を受けること。なお、データ容量が大きいなど一度で送信ができない場合は、複数のメールに分けて送信すること。

※ただし、通信障害等やむを得ない事情により、電子メールでの提出ができない場合は、「13 担当部署」まで事前に連絡すること。

8 審査方法、選定基準及び結果通知

区が設置する DX 推進支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において一次審査及び二次審査を行い、選定委員の採点を合計し選定委員数で除して得た平均点により順位を決定し、第 1 順位となった事業者を受託候補者として選定する（評価点が別に定める最低基準点を超える場合に限る。）。なお、主な審査項目及び評価の視点は下表のとおりとする。

【主な審査項目・評価の視点】

	審査項目	評価の視点
書類審査 (一次審査)	企画提案書	要点がまとまっており、まとまったわかりやすい内容か。
	企画提案内容の適切性・有効性に関するもの	自治体業務の特性を理解し、他自治体における業務改革の実績を活かした提案となっているか。
		区の現状や課題を的確に把握し、DX ビジョン実現に向けた BPR の意義・役割を明確に位置付けているか。
		現状分析と改革構想の立案の手法について、実現性のある提案内容となっているか。
		業務選定プロセスについて、委託事業者が所管課ヒアリングや業務選定プロセスに主体的に関与し、区の実情や改革効果を最大化するための積極的な提案・調整を行う姿勢が示されているか。
	業務遂行能力に関するもの	現状分析の結果や所管課ヒアリングによる課題を的確に抽出し、計画を策定する手法が具体的・実効性があるものとなっているか。
		全体を通じてプロジェクトを推進できる体制、十分な実績を有するものの配置となっているか。
	その他	計画策定後の実行支援も、所管課と協働しながら実装し、責任を持って遂行する体制が示されているか。
	実績	仕様書以外の独自の提案について、区の課題解決や DX 推進に資する独自の視点、創意工夫がある提案となっているか。
	経費の効率的な活用に関するもの	類似事業の受託実績の件数。
提案説明 (二次審査)	専門能力、経験の確認	提案内容について、能力・経験に基づく裏付けが確認できるか。
	説明力、協調性	高い協調性を持って、区と連携して業務を遂行できるか。
		説明が理解しやすく、質疑応答が明確であるか。
		区の立場を考慮した柔軟な思考ができているか。
	その他	業務に対する意欲や熱意が感じられるか。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 概要

企画提案書等に基づき、上記各審査項目の観点から書類審査を行い、二次審査参加事業者を3社程度選定する。

イ 一次審査結果の通知

令和8年2月17日（火）予定（メールにより通知）

(2) 二次審査（ヒアリング審査）

ア 概要

項番7により提出された企画提案書等の内容について、対面によるヒアリング審査を実施し、提案内容の実現性、有効性及び説得力について評価を行う。

プレゼンテーションは、別紙2仕様書で求めるプロジェクトリーダーが行うこと。なお、本区職員との打合せは全て日本語で行うため、日本語で対応できる者を配置すること。

プレゼンテーションは20分程度とし、その後、選定委員会から20分程度のヒアリングを行う。

イ 二次審査実施日予定

令和8年3月3日（火）に実施を予定している。会場、時間等の詳細については、二次審査対象者選定後に通知する。

ウ 受託候補者選定結果の通知

令和8年3月10日（火）頃に、自己の結果のみを各提案者にメールにて通知する。

(3) 評価が同点となった場合の措置

一次審査及び二次審査の合計の評価が同点となった場合は、価格の評価が高い順に受託候補者等を選定する。その場合においても評価が同点の場合は、選定委員会で合議の上、順位を決定する。

9 受託候補者が辞退等した場合の措置

受託候補者が辞退した場合若しくは失格となった場合又は協議が不調となり契約成立が見込めないと区が判断した場合は、次点者と協議を開始する。その場合においても、次点者と協議が不調となり契約成立が見込めないと区が判断した場合などは、選定委員会で合議の上、取扱いを決定する。

10 選定結果の公表

選定結果については、令和8年3月中旬以降に区公式ウェブサイト上で公表する。

11 契約の締結等

- (1) 選定された受託候補者との協議が整った場合は、令和8年度予算が議会にて可決された際に、地方自治法施行令第167条の2第2項に規定する随意契約にて、契約締結することを原則とする。
- (2) 受託候補者が辞退又は特別な理由により受託候補者と契約できない場合は、次点者と協議を行い、協議が整った場合には、令和8年度予算が議会にて可決された際に、地方自治法施行令第167条の2第2項に規定する随意契約にて、契約を締結する。

- (3) 委託仕様書は、本要項及び企画提案書等をもとに協議を行い、作成する。なお、受託候補者選定後、予算等の事情により委託内容について、仕様書内容の調整を行う可能性がある。
- (4) 契約締結時期は令和8年5月を予定している。

12 注意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提案を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類の提出後において、記載内容の変更は認めない。一次審査及び二次審査は、期限までに提出された資料を用いて行う。また、様式4に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更することができない。ただし、病欠、退職等極めて特別な場合により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの区の了解を得ることとする。
- (4) 提出書類の著作権は区に帰属する。
- (5) 提出書類は返却しない。また、提出書類は提出者に無断で目的外に使用しない。
- (6) 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7) 区は、選定された企画提案書の内容に拘束されない。したがって、受託候補者に選定されたことをもって、提案した全ての内容や提案した金額による契約・仕様を保証するものではない。契約・仕様内容については、別途協議を行う。提案のあった単価または経費についても、その金額を保証するものではなく、その金額を上限として協議し、決定する。
- (8) 本プロポーザルに関し、参加者は担当部署以外の関係者と接触を図ってはならない。
- (9) 提案書は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、開示請求があった場合は、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）の趣旨に則り、原則全部開示とする。したがって、全部開示されることを前提に、独自ノウハウ等の開示されることで法人等に明らかに不利益になる事項及び受託している実務実績については、（様式7）「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」に記載のうえ提出すること。
なお、不開示部分についての最終判断は区で行うため、必ずしも疎明書に記載されたすべての部分が不開示になるわけではない。
- (10) 提案書には、参加者名、人名及び参加者名を類推できるような記載をしないこと。例えば、会社のロゴマーク、施設、社員（職員）の経歴、写真などがこれに当たる。また、特段指定するもの以外に固有名詞などの記載や個人を識別できるような写真の掲載は控えること。なお、そのような記載があった場合には提案書を受理しない場合がある。
- (11) (様式7)「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」には、法人名、提案書の該当ページ、不開示を希望する部分、具体的な理由、目黒区情報公開条例上の該当条文を明記すること。
なお、提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書の提出があった場合は、目黒区情報公開条例第15条第1項に規定する任意的意見聴取において、意見書の提出があつたものとみなすが、疎明書の提出時と変化がないか等再度、状況の確認をする場合がある。
- (12) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が別に定める。
- (13) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、提案事業者が負うものとする。

13 担当部署（各種書類提出先）

〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区 企画経営部 DX戦略課（総合庁舎本館4階）

電話：03（5722）9245 メールアドレス：jyoho06@city.meguro.tokyo.jp

担当：岡田（おかだ）、瀧川（しづかわ）

以 上